

平成29年度 農業農村整備事業等補助事業の事後評価 (完了後の評価) について

1 目的

農業農村整備事業等補助事業の事後評価（完了後の評価）は、事業のあり方の検討、事業の有効性の検証、事業評価手法の改善等を行う観点から、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を実施する。

2 事後評価の対象地区

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、総事業費10億円以上で、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過した地区。

ただし、事後評価は、政策評価法により評価の義務付けがなされていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。

【H29年度評価対象地区】

総事業費10億円以上でH23年度完了地区は、北海道では5事業種10地区（全国：7事業種50地区）

3 事後評価の実施地区

評価対象の全地区について、事業実施主体に対するアンケート調査（①地区の概要、②整備された農地、施設の利用状況について特記すべき事項、③整備された施設の管理状況、④事業実施主体による事後評価の実施の有無、費用対効果分析に関する資料提供の可否等）を実施し、その結果を基に、評価対象地区の20%以上を目標として評価実施地区を選定。

【H29年度評価実施地区】

北海道は4事業種4地区（40%）（全国：6事業種17地区（34%））

事業名	地区名	関係市町村名 (総合振興局)	事業実施 主体
経営体育成基盤整備事業	美里	勇払郡厚真町 (胆振総合振興局)	北海道
畑地帯総合整備事業	訓子府東部	常呂郡訓子府町 (オホーツク総合振興局)	北海道
農地保全事業	太陽	新冠郡新冠町 (日高総合振興局)	北海道
草地畜産基盤整備事業	広尾	広尾郡広尾町 (十勝総合振興局)	(公財)北海道 農業公社

4 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

各地方農政局等(北海道の事業は、本省)の設置する評価委員会が実施。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの資料提供を基に、評価実施地区の結果書(地区別評価結果書、事業の効用に関する説明資料等)を取りまとめる。

【評価項目】

- 社会経済情勢の変化
- 事業により整備された施設の管理状況
- 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- 事業効果の発現状況(費用対効果分析結果を含む。)
- 事業実施による環境の変化
- 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映。

農村振興局が評価する北海道の地区は、①代表地区において現地調査の実施(畑地帯総合整備事業 訓子府東部地区)、②技術検討会において地区別結果書等の説明を行い意見を聴取。

(4) 地区別結果書の報告等

各地方農政局等が作成した地区別結果書は、平成30年2月末までに本省に報告。

本省において、地区別結果書を基に事業種ごとの「評価結果」及び「第三者の意見」を取りまとめる。

5 事後評価結果の公表

平成30年3月末(予定)に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」を本省HPで公表。地区別結果書は、各局のHPでも公表。